

令和7年度福島県県内避難者・ 被災者心の復興事業補助金 募集説明会

令和7年3月28日
福島県避難者支援課

次第

- 1 概要
- 2 令和6年度からの主な変更点について
- 3 補助対象となる事業について
- 4 補助対象経費について
- 5 応募について

1 概要

本補助金は、東日本大震災及び原子力災害を契機に福島県内に避難中の県民(県内避難者)や被災した県民(被災者)が主体的に参加し、前向きに生活することを支援する、NPO等民間団体が実施する支援事業を対象に補助するものです。

○ 補助対象期間

- ・交付決定日から令和8年2月28日(土)まで

○ 補助対象金額

- ・補助率:10/10以内 補助額:1事業当たり200万円が上限

○ 実施主体

- ・特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体、地縁組織、協同組合等の非営利組織
- ・地方公共団体及び法人又は団体を構成員に含む実行委員会、会議、連合会等

2 令和6年度からの主な変更点

○ 報酬について

- ・報酬(法人の役員や任意団体の代表者等の人件費)を補助対象とします。
- ・時間単価上限、経費の積算(時間単価×従事時間)は賃金と同様です。

○ 賃金について

- ・管理的業務に従事するスタッフの時間単価上限を2,000円に変更します。その他の単価は変更ありません(下記のとおり)。

スタッフ(管理的業務) 時間単価上限 2,000円

スタッフ(管理的業務以外) 時間単価上限 1,500円

アルバイト 時間単価上限 1,200円

2 令和6年度からの主な変更点

○ 共済費について

- ・**報酬、賃金に係る社会保険料を補助対象とします**。ただし、補助対象事業以外にも従事している場合は、従事時間等で按分した金額を補助対象とします。

○ 補助対象事業に係る事務経費(人件費、消耗品等)について

- ・領収書類の整理や報告書作成に係る人件費、コピー用紙等の消耗品について、補助対象事業の実施に必要な最小限の経費を補助対象とします。
- ・ただし、補助対象事業に従事したことが確認できない人件費や団体の自主事業等他事業にも使用する消耗品等は補助対象外です。

○ 材料費について

- ・**交流会やワークショップ等で使用する材料費を補助対象とします**(1回の活動につき、1人当たり500円(税込み)が上限)。

2 令和6年度からの主な変更点

○ 報償費について

- ・報償費の時間単価上限を変更しました。変更後の単価は下記のとおりです。

大学教授級 : 時間単価 上限 7,900円

大学講師級(上席研究員・上席調査員) : 時間単価 上限 5,100円

研究員等 : 時間単価 上限 4,600円

○ 食糧費について

- ・補助対象事業の参加者(県内避難者、被災者)の飲物に加え、茶菓子、料理教室等で使用する食材を購入する費用を補助対象とします。

- ・また、上限額を1回の活動につき、1人当たり200円(税込み)から500円(税込み)に変更します。

2 令和6年度からの主な変更点

○ 本補助事業の対象者

- ・県内避難者、被災者が対象ですが、**県内避難者、被災者の子等については、県内避難者、被災者と密接な関係にあり、本補助事業の対象とすることで県内避難者、被災者への支援につながると認められる者に限り、本補助事業の対象とします。**

○ 概算払について

- ・**支払済の経費に加え、発注書や会場使用許可書等で支払予定が確認できる経費についても、概算払の対象とします。**

○ 応募時の提出書類について

- ・提出書類を簡素化しました。

3 補助対象となる事業について

以下の要件をすべて満たす事業が補助対象となります。

- 東日本大震災及び原子力災害による県内避難者・被災者が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持って、前向きに生活することを支援する事業であること。

※県内避難者・被災者の子等も支援対象として認める場合がありますが、本補助金は県内避難者・被災者を支援する事業への補助ですので、県内避難者・被災者への支援を目的に事業構築してください。

- 補助対象期間内に継続して実施される事業であること。

※一過性(単発)の取組は補助対象外となります。補助対象期間内に複数回の事業実施をお願いします。

3 補助対象となる事業について

- 福島県、福島県内の市町村、福島県以外の地方公共団体及び国の補助制度により、当該事業の経費が補助されていない事業であること。なお、原則として、同一の事業に対して、事業実施期間を分割するなどして、複数の実施主体が応募することは認めない。
- 補助対象経費の総額が30万円以上となる事業であること。
- 事業のほとんどを外部に委託する事業でないこと。
 - ※補助対象事業に係る業務は応募団体が直接実施することが原則です。団体が直接実施することができないもの、または適当でないものに限って、委託内容、必要性等を確認した上で、事業の一部を外部に委託することを認めます。
- 事業終了後も継続して実施される事業であること。

4 補助対象経費について

○ 報酬

- ・補助対象事業に従事する法人の役員や任意団体の代表者等に対する報酬、通勤のための交通費。
- ・補助対象経費は、「時間単価 × 従事時間」で積算してください。
- ・時間単価上限は下記のとおりです。従事者の職責及び活動内容を勘案の上、単価を設定してください。なお、原則として管理的業務に該当するスタッフは1事業に1名です。

スタッフ(管理的業務) 時間単価 上限 2,000円

スタッフ(管理的業務以外) 時間単価 上限 1,500円

アルバイト 時間単価 上限 1,200円

4 補助対象経費について

○ 賃金

- ・補助対象事業に従事する職員やアルバイト等の賃金や付加賃金(通勤のための交通費)。
- ・補助対象経費の積算や時間単価上限は報酬と同様です。

○ 共済費

- ・報酬・賃金に係る社会保険料。
- ・補助対象事業以外にも従事している場合は、従事時間等により按分した金額を補助対象とします。

4 補助対象経費について

○ 報償費

- ・講師や出演者への謝金等。
- ・講師等の専門性を勘案し、下記の金額を上限とします。

大学教授級 : 時間単価 上限 7,900円

大学講師級(上席研究員・上席調査員) : 時間単価 上限 5,100円

研究員等 : 時間単価 上限 4,600円

○ 旅費

- ・スタッフ、講師等の旅行に要する経費。
- ・交通費実費を補助対象とします。
- ・私有自動車を使用する場合、走行距離1km(小数点以下切り捨て)当たり25円を旅費の上限とします。

4 補助対象経費について

○ 需用費

- ・消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、材料費等。
- ・食糧費については、補助対象事業の参加者(県内避難者及び被災者)に対する茶菓代(ペットボトル飲料、茶菓子等)及び料理教室等で使用する食材購入代のみを対象とし、1回の活動につき、1人当たり500円(税込み)を上限とします。
- ・材料費については、1回の活動につき、1人当たり500円(税込み)を上限とします。

○ 役務費

- ・通信運搬費(郵送代等)、イベント保険料、振込手数料等。

○ 委託料

- ・実施主体が直接実施することができないもの、又は適当ではないものについて、外部へ業務の一部を委託する経費。

4 補助対象経費について

○ 使用料

- ・事業開催に必要な会場・会議室の使用料、有料道路使用料等。

○ 賃借料

- ・借上げ自動車(大型バス等)の借上料、備品リース料等

※金額の大小を問わず、備品に該当するもの(事業年度(1年)を超えてその形状を変えずに繰り返し使用できるもの)の購入費用については、補助対象外です。備品については、賃借やリースでの対応としてください。

<注意点>

- 補助対象となるのは、交付決定後に発生した経費のみです。応募後であっても、交付決定前に発生した経費は補助対象となりませんので注意してください。なお、採択となった事業の交付決定は5月中旬頃を予定しています。

5 応募について

○ 応募方法

下記応募先へ持参、郵送又はメールにより提出してください。

○ 応募方法

・持参又は郵送の場合

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

福島県 企画調整部 避難地域復興局 避難者支援課(電話024-523-4250)

・メールの場合

hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp

5 応募について

○ 応募期限

- ・持参又はメールの場合

令和7年4月11日(金)17時(必着)

- ・郵送の場合

令和7年4月11日(金)(必着)

○ 注意点

- ・使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。
- ・応募書類に不備がある場合は、本補助金の事務委託先よりご連絡する場合があります。
- ・応募書類を審査し、5月中旬頃に審査結果をご連絡する予定です。採択となった場合、補助金交付申請書、収支予算書及び事業提案書を速やかに提出してください。